

令和6年4月1日から 唐津市建設工事最低制限価格は 事後公表とします。

唐津市ではこれまで市が発注する建設工事の最低制限価格を原則、事前公表していました。しかし、最低制限価格を事前に公表することは、事業者の皆様の見積り努力を損なうことにつながるため、令和4年4月1日から一部の工事で事後公表を試行してきました。

令和6年4月1日から最低制限価格を事後公表とします。

1 対象工事

- ✓ 原則、予定価格4,000万円以上の建設工事
- ✓ 水道施設工事、解体工事は予定価格1,200万円以上
- ✓ とび・土工・コンクリート工事は予定価格600万円以上

※最低制限価格を設定する条件は、従来どおり変更はありません。

- 価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式」による入札では、最低制限価格は設定せず「低入札価格調査制度」を導入します。
- 最低制限価格を設定する入札及び総合評価落札方式による入札の工事費の設計積算に採用している「特殊単価」は、入札公告又は指名通知の際、参考資料として公表します。

2 適用時期

- ✓ 令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知をする建設工事から適用します。

3 その他

- ✓ 予定価格は、従来どおり事前公表とします。

留意事項

最低制限価格をはじめ、市建設工事等に関して公表されていない情報を市職員などから聞き出そうとする行為は、情報入手の有無にかかわらず指名停止措置（6か月以上）の対象になります。